

鹿屋市分別収集計画 (第 11 期)

令和 7 年 9 月

鹿 屋 市

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、ごみの排出を抑制するとともに、排出されたごみについても環境への負荷を低減させる循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行され、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体がプラスチック資源循環の取組を促進する措置を講ずることとされた。これにより、市町村は、プラスチック製容器包装も含め、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされたところである。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集及び地域における容器包装廃棄物の4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）の推進に関し、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの4Rを推進することによって廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次に示す。

- ① 市民・事業者・行政が一体となり、ソフト・ハード面全般にわたって取り組むことにより、環境への負荷に配慮した快適な地域社会の実現を目指す。
- ② 市民総参加によるごみ減量化とリサイクル運動を積極的に推進する。
- ③ 環境の保全と資源有効利用の最も大事な活動として、4R運動を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5か年間（令和8年度～令和12年度）とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	7,950 t	7,870 t	7,791 t	7,713 t	7,636 t
製品プラスチック	750 t	743 t	735 t	728 t	721 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、次の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、効果的な排出の抑制が達成できるように、市民・事業者・行政の3者が一体となって相互に連携を図りながら、4R運動を推進するための啓発活動を中心に取り組む。

(1) 各主体の役割

① 市民の役割

ライフスタイルの見直しにより、容器包装廃棄物の排出抑制を推進する。

② 事業者の役割

事業活動の各段階（設計・製造、流通、販売・提供、排出・回収段階）において、容器包装廃棄物の排出抑制の取組を実施する。

③ 行政の役割

廃棄物の適正処理、市民・事業者の自主的・自発的な取組を促す啓発活動等により、容器包装廃棄物の排出抑制を推進する。

(2) 排出抑制のための市における方策

① 環境学習、普及啓発活動の充実

ア) 4R運動の浸透を図るため、市民・事業者向けの啓発イベントの開催や出前講座を実施する。

イ) 環境教育の一環として、小学校4年生を対象にした冊子「みんなで取組もう！ごみ減量とリサイクル」を作成・配布する。

ウ) 分別一覧表を作成し転入者等へ配布するとともに、スマートフォンで手軽に分別検索ができるアプリ配信する。

エ) 資源物分別指導員によるごみ減量やごみの適切な出し方に関する指導を行う。

オ) 様々な広報媒体（広報紙、ラジオ、民間情報誌等）を活用し、積極的な周知を図る。

② リデュースの推進

ア) マイバックの持参によるレジ袋削減や、マイボトル・マイカップの利用によるペットボトルやワンウェイビンの排出抑制に引続き取り組んでいくため、市民への周知広報を行う。

イ) 製品の簡易包装やプラスチック製使い捨て容器・製品の削減等、事業者に対する啓発活動に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		プラスチック製品

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量。容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)

	令和8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	66		66		65		64		64	
主としてアルミ製の容器	99		98		97		96		95	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	150		148		147		145		144	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	150	0	148	0	147	0	145	0	144	0
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	273		270		267		265		262	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	273	0	270	0	267	0	265	0	262	0
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	38		38		37		37		36	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	38	0	38	0	37	0	37	0	36	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6		6		6		6		6	
主として段ボール製の容器	212		210		207		205		203	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	32		32		31		31		31	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	32	0	32	0	31	0	31	0	31
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	251		249		246		244		241	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	251	0	249	0	246	0	244	0	241
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	468		463		459		454		450	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	468	0	463	0	459	0	454	0	450	0
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	35		35		35		34		34	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	35	0	35	0	35	0	34	0	34	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量。容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
95,632人 (対前年度比)	94,676人 (対前年度比)	93,729人 (対前年度比)	92,792人 (対前年度比)	91,864人 (対前年度比)
99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

本市では、缶・びん・段ボール・飲料用紙製容器・紙製容器包装・ペットボトルを資源物として分別・収集を実施している。

今後、容器包装廃棄物の分別収集の実施に当たり、現行の収集体制の充実を図りながら対応していく。収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について、次表に示す。

分別包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶 類	委託業者による 定期収集	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん 類	委託業者による 定期収集	民間業者 市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による 定期収集	民間業者
	段ボール	段ボール		
	紙製容器包装	紙箱・包装紙等		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 定期収集	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
	プラスチック製品	プラスチック製品		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶 類	袋	パッカー車4 t	民間業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん 類	袋	平ボディ車2 t	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	袋 ひもでしぼる	平ボディ車2 t	
段 ボ ー ル	段ボール			
紙 製 容 器 包 装	紙箱・包装紙等			
ペ ッ ト ボ ト ル	ペットボトル	袋	パッカー車4 t 平ボディ車2 t	
その他のプラスチ ック製容器包装	プラスチック製 容器包装	袋	パッカー車4 t	
プラスチック製品	プラスチック製 品	袋	パッカー車4 t	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ① 事業者が行う容器包装の自主的な回収を推進するため、市と事業者が協力して市民への広報・啓発を行う。
- ② プラスチック製品の収集と合せて、収集頻度の見直しを行う。
- ③ リサイクルに対する意識高揚や資源物の回収率を高めるため、地域におけるリサイクル推進員制度の創設や、市民団体が行う集団回収活動に対する支援策を検討する。
- ④ 事業所から出される容器包装廃棄物等の分別収集の実態を確認し、必要に応じて指導を行うなど適正処理の推進を図る。
- ⑤ 容器包装の分別収集、処理に係る経費や効果を検証し、処理システムの最適化やコスト削減に向け必要な措置を講じる。